

令和5年度 第1回

大洲市総合教育会議資料

令和5年7月31日（月）

総合政策部

(仮称)「大洲市人口減少対策プラン」の策定に向けた取組方針(案)

ver1.1

令和5年度 想定スケジュール(案)

6月 補正予算案上程(えひめ人口減少対策総合交付金活用+独自施策)

6月~ こども未来戦略方針及び経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)に伴う施策・事業の検討

7月~11月

大洲市人口ビジョンの見直し

大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直し
(デジタル田園都市国家構想総合戦略へ)

9月 補正予算案上程(国・県交付金等の活用検討等)

10月~R6.2月 令和6年度当初予算編成

12月 (仮称)「大洲市人口減少対策プラン」策定

R6.3月 令和6年度当初予算案上程

〔構成案〕

- ①背景・目的
- ②国・県の動向
- ③大洲市の現状と課題
- ④大洲市人口減少対策取組方針
- ⑤事業一覧・事業費(KPI含む)
- ⑥全体スケジュール(想定)

施策・事業の実施

検証・改善

施策・事業の検討

(仮称)「大洲市人口減少対策プラン」のイメージ

②国・県の動向 イメージ

国の動向 (主なもの)

- 令和5年1月4日 岸田内閣総理大臣年頭記者会見
⇒ 異次元の少子化対策に挑戦。
- 令和5年1月23日 第211回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説
⇒ 従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい。
⇒ 6月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示。
- 令和5年3月28日 こども政策の推進に係る有識者会議
⇒ 第2次報告書～こども大綱の策定に向けた論点～の公表(内閣官房)
- 令和5年3月31日 こども政策の強化に関する関係府省会議での議論
⇒ 3月31日に開催された第6回会議で、「こども・子育て政策の強化について(試案)」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～が議論され、試案としてとりまとめ。
- 令和5年4月1日 こども基本法施行
- 令和5年4月1日 こども家庭庁発足
- 令和5年4月7日 こども未来戦略会議の設置・開催
⇒ ①4/7 ②4/27 ③5/17 ④5/22 ⑤6/1 ⑥6/13
- 令和5年6月13日 こども未来戦略方針の閣議決定
- 令和5年6月16日 経済財政運営と改革の基本方針2023の閣議決定

県の動向 (主なもの)

- 令和4年9月9日 令和4年度愛媛県人口問題総合戦略推進会議
⇒ 愛媛県の将来推計人口を示し意見交換。
- 令和4年9月9日 将来推計人口の公表

項目	2020年	2060年推計値	増減	増減率
愛媛県	1,334,841人	783,547人	△551,294人	△41.3%
大洲市	40,575人	16,189人	△24,386人	△60.1%
- 令和4年10月28日 えひめ人口減少対策重点戦略の公表
⇒ 地域を構成する多様な主体が力を合わせ、将来的な人口構造の若返りを目指す戦略との位置付け。
- 令和5年2月13日 えひめ人口減少対策重点戦略に基づく新たな取組(知事臨時記者会見)
⇒ 「重点戦略」に基づく人口減少対策として、様々な施策を実施。新たな取組として、
 - ①えひめ人口減少対策総合交付金
 - ②新ひめボス宣言事業所奨励金 を制度化
- 令和5年2月15日 愛媛県・市町連携推進本部令和4年度第2回会議
⇒ 「チーム愛媛による人口減少対策に係る推進体制の構築」を新規連携施策として位置付け
⇒ 県知事及び20市町長による「愛媛県・市町人口減少対策協働宣言」

③大洲市の現状と課題 イメージ ①人口・世帯数の減少

■人口・世帯数（国勢調査）

- ▶ 令和2（2020）年に実施した国勢調査の結果 … 人口40,575人、世帯数17,375世帯。
- ▶ 前回調査（平成27／2015）年との比較 … ▲3,511人（▲7.96%）、▲682世帯（▲3.78%）。
- ▶ 平成17（2005）年との比較 … ▲10,211（▲20.11%）人、▲1,667世帯（▲8.74%）。

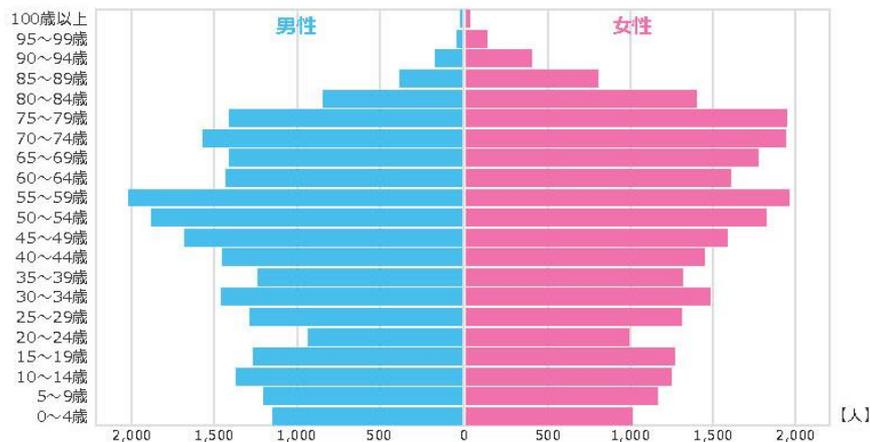
表1 人口・世帯数の推移（国勢調査ベース）

区域	区分	H17	前回比	H22	前回比	H27	前回比	R02	前回比	H17:R02
全体	人口	50,786	▲1,976	47,157	▲3,629	44,086	▲3,071	40,575	▲3,511	▲10,211
	世帯数	19,042	268	18,410	▲632	18,057	▲353	17,375	▲682	▲1,667

図1 人口ピラミッド（国勢調査ベース／H17とR02の比較） 出典：総務省統計ダッシュボード

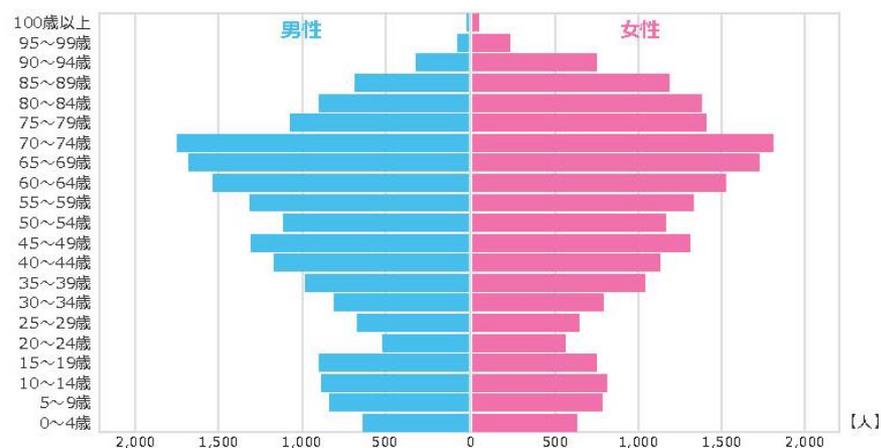
時点：2005 年

愛媛県大洲市



時点：2020 年

愛媛県大洲市



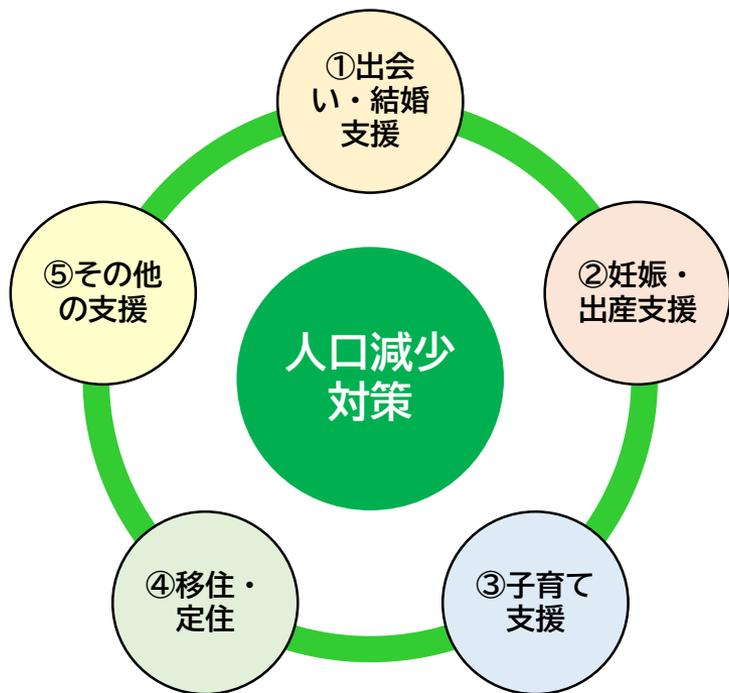
③大洲市の現状と課題
③大洲市の現状と課題

②若年層の減少
③出生数の減少

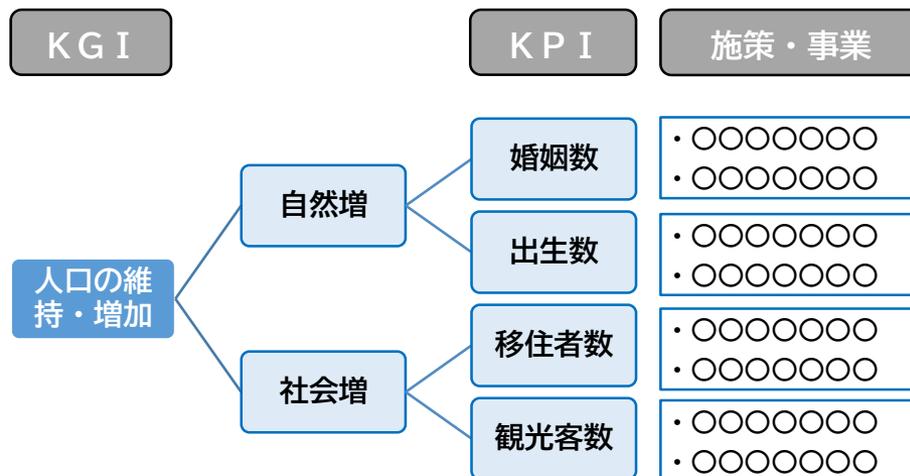
…etc

④大洲市人口減少対策取組方針 イメージ

大洲市の人口減少対策における施策の構成



目標数値の設定方法



【用語解説】

■ KGI (Key Goal Indicator)

- ・「重要目標達成指標」のこと。
- ・組織やプロジェクトの目標の達成度合を知る指標。
- ・目標となる最終的なゴール。

■ KPI (Key Performance Indicator)

- ・「重要業績評価指標」のこと。
- ・KGIの達成に向けて順調に進んでいるかを測る指標。
- ・KGIが最終目標であるのに対し、KPIは中間目標の位置付け。

目標の設定

愛媛県	大洲市 (案)
短期目標年次 令和8 (2026) 年	短期目標年次 令和8 (2026) 年
転出超過の解消	転出超過の解消 ← 2021年 ▲238人
出生数 8,500人	出生数 250人 ← 2021年 243人
婚姻数 5,500件	婚姻数 160件 ← 2021年 101件

⑤事業一覧・事業費（6月補正計上分）

（単位：千円）

<p>① 出会い・結婚支援 2,300（国1,000 県1,450 一財▲150）</p> <p>◎婚活応援事業補助金 300 市内の独身男女が出会う機会の充実のため、えひめ結婚支援センターが実施するお見合い事業「愛結び」の入会登録料1万円を補助</p> <p>◆結婚新生活支援事業 2,000 新婚世帯（令和5年3月1日以後の婚姻で夫婦ともに39歳以下、世帯所得660万円未満）の住宅取得費または賃借費用、引越費用を支援する補助金を追加 ※夫婦ともに29歳以下は県交付金対象事業</p>
<p>② 妊娠・出産支援 5,211（県1,100 一財4,111）</p> <p>◆妊活支援補助金 1,200 不妊症の治療に必要な妊娠前の検査費用への補助（限度額：30,000円/1回限り）</p> <p>◆先進医療不妊治療費補助金 1,000 保険適用と併用する先進医療への補助（限度額：50,000円/1回）</p> <p>◎不妊治療費補助金ほか 3,011 保険適用治療費の自己負担額の1/2を補助（限度額：50,000円/1回）</p>
<p>③ 子育て支援 69,635（県18,900 一財50,735）</p> <p>◎第1子おむつ券交付事業 4,335 子育て世帯の経済的負担を軽減させるため、第2子以降の出産時に交付しているおむつ券「愛顔っ子応援券」の対象外となっている第1子についても、市内の登録店舗で使用できる紙おむつ購入チケット（1人50,000円分）を交付 ▶対象児童：令和5年4月1日以降の出生児</p> <p>◆一時預かり拡充事業補助金 800 未就園児に加えて他の保育所等に通っている子供の受入れを行う施設の一時預かりに要する経費を補助（限度額：800,000円/1施設）</p> <p>◆U I J ターン保育士支援事業補助金 2,000 保育士の確保を図るため、市外から市内の保育所に就職する保育士の引越費用や生活用品購入費を支援（限度額：200,000円/1人）</p>

<p>③ 子育て支援 【続き】</p> <p>◆若年出産世帯応援事業補助金〔29歳以下〕 20,000 経済的理由で出産を諦めることがないように、出産後に要する経費（育児用品購入費、時短・省エネ家電購入費等）の一部を助成（限度額：200,000円/新生児1人）</p> <p>◆若年出産世帯奨学金返還支援事業補助金〔29歳以下〕 15,000 子供を持ちたい方々の経済的負担を軽減するため、出産後の奨学金返還（1年分の負担額）を支援（限度額：200,000円/1人）</p>
<p>◎出産世帯応援事業補助金〔30歳以上〕 20,000</p> <p>◎出産世帯奨学金返還支援事業補助金〔30歳以上〕 7,500 上記の県交付金事業の対象とならない30歳を超える出産世帯についても、出産後に要する経費（限度額：200,000円/新生児1人）と出産後の奨学金返還（1年分の負担額：限度額：200,000円/1人）を支援</p>
<p>④ 移住・定住 9,572（国9,572）</p> <p>■大学生等生活支援事業 9,572 大洲市出身の大学生や専門学校生などを支援するとともに、市内企業をPRして地元での就職を促すために、大学等へ進学している学生を対象に市の特産品を送付（特産品購入費・送料ほか） ※本事業は、物価高騰対策にも位置付け（コロナ交付金を充当）</p>
<p>【再掲】結婚新生活支援事業</p> <p>「◆」 えひめ人口減少対策総合交付金（補助率1/2）の活用事業 「◎」 大洲市独自の新規事業 「■」 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業</p>
<p>6月補正予算計</p> <p>事業費 86,718 財源（国10,572 県21,450 一財54,696）</p> <p>※ 上記の「事業費」及び「財源」の「県」のうち、9,572は、「物価高騰対策に関する事業」と重複</p>

【参考資料】 こども未来戦略方針（要旨）

- 本戦略方針は、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づきこども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」とあわせて、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめたものであり、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容を明らかにするとともに、将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示している。
- 今後、本戦略方針の具体化を進め、年末までに「戦略」を策定する。
- その上で、こども・子育て政策の抜本的な強化に向け、少子化の克服に向けた基本的な政策の企画立案・総合調整をつかさどるこども家庭庁が中心となり、文部科学省や厚生労働省等の関係省庁と連携し、若い世代や子育て当事者の視点に立って、政府を挙げて取り組む。

1 こども・子育て政策の基本的考え方

- ▶ 少子化は日本が直面する最大の危機。
- ▶ 2030年代に入るまでが状況を反転できるかの重要な分岐点（ラストチャンス）。

2 こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

(1) こども・子育て政策の課題

- ① 若い世代が結婚やこどもを生ま育てることへの希望を持ちながらも、所得や雇用への不安などから将来展望を描けない。
- ② 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある。
- ③ 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する。

➡ **公教育の再生は少子化対策としても重要。**こどもを安心して任せることのできる質の高い公教育の再生・充実は、次代を担うこどもたちの健やかな育成はもとより、若い世代の所得向上に向けた取組の基盤となり得るほか、基礎的な教育に係る子育て家庭の負担軽減にもつながるもの。

このため、次代にふさわしい教育の保障、優れた教師の確保・教育環境の整備、GIGAスクール構想の次なる展開など、**公教育の再生に向けた取組を着実に進めていくことが重要。**

2 こども・子育て政策の強化：3つの基本理念（続き）

➔ 学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表。

その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討。

(2) 3つの基本理念

- ① 若い世代の所得を増やす
- ② 社会全体の構造・意識を変える
- ③ 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

3 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

- ▶ これから6～7年がラストチャンス
- ▶ 今後3年間の集中取り組み期間で、できる限り前倒しして実施。

3-1 「加速化プラン」の具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

- ① **児童手当の拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～**
児童手当の所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長。高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理。第3子以降は3万円とする。2024年度中に実施できるよう検討。
- ② **出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～**
「出産・子育て応援交付金」（10万円）の制度化に向けて検討。2026年度をメドに出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援などさらなる強化を検討
- ③ **医療費等の負担軽減 ～地方自治体の取組への支援～**
おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止。

3-1 「加速化プラン」の具体的な施策（続き）

- ④ 高等教育費の負担軽減 ～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）」の創設～
貸与型奨学金の減額返還制度を利用できる年収上限を引き上げ。授業料などの減免及び給付型奨学金を拡大。
授業料後払い制度を24年度に修士段階の学生対象に導入。
- ⑤ 個人の主体的なり・スキリングへの直接支援
企業経由が中心となっている国の在職者への学び直し支援策について、働く個人が主体的に選択可能となるよう、5年以内を目途に効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう検討。
- ⑥ いわゆる「年収の壁（106万円／130万円）」への対応
短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引き上げに引き続き取り組む。被用者が新たに106万円の壁をこえても手取り収入が逆転しないよう労働時間の延長や賃上げに取り組む企業への支援を2023年中に決定し実行。
- ⑦ 子育て世帯に対する住宅支援の強化 ～子育てにやさしい住まいの拡充～
公営住宅等に子育て世帯が優先的に入居できる仕組みを導入し、今後10年間で住宅約20万戸を確保。

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- ① 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～
「伴走型相談支援」の継続的な実施に向け、手続等のデジタル化も含め制度化の検討を推進。
- ② 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
職員配置基準を改善し、保育士などのさらなる処遇改善を検討。
- ③ 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～
月に一定時間内で、就労要件を問わず利用できる新たな通園給付を創設。
- ④ 新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～
放課後児童クラブの待機児童の受け皿の拡大を着実に推進。
- ⑤ 多様な支援ニーズへの対応 ～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～
○社会的養護・ヤングケアラー等支援 ○障害児支援、医療的ケア児支援等 ○ひとり親家庭の自立促進

3-1 「加速化プラン」の具体的な施策（続き）

(3) 共働き・共育ての推進

① 男性育休の取得促進 ～「男性育休は当たり前」になる社会へ～

（制度面の対応）男性の育児休業取得率の現行の政府目標を大幅に引き上げ。育休取得率の開示制度の拡充を検討し、開示を進める。

○現行の政府目標（2025年までに30%）

○2025 公務員 85%（1週間以上の取得率） 民間 50%

○2030 公務員 85%（2週間以上の取得率） 民間 85%

（参考）民間の直近の取得率：女性85.1%、男性13.97%

（給付面の対応）両親とも育児休業取得を促進するため、育休給付率を現行の67%から8割程度に引き上げ。育休を支える中小企業への助成措置を大幅強化。

② 育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～

○好事例の紹介等の取組の推進

○親と子のための選べる働き方制度（仮称）の創設の検討

○育児時短就業給付（仮称）の創設

○子の看護休暇の取得促進に向けた支援の検討

③ 多様な働き方と子育ての両立支援 ～多様な選択肢の確保～

雇用保険が適用されていない労働者についても失業給付や育児休業給付などを受給できるよう雇用保険の適用拡大に向けた検討を進め、2028年度までをメドに施行。

国民年金の第1号被保険者について育児期間にかかる保険料免除措置を創設。

(4) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要。

○優先案内や専門レーンを設置するなどの取組（こどもファスト・トラックなど）

○公共交通機関等でのフリースペース等の設置

○こどもまんなか応援サポーターの推進

3-1 「加速化プラン」の具体的な施策（続き）

もとよりこうした意識改革は、少子化の危機的な状況、そして今のこどもを取り巻く状況や、子育て世帯の負担がいかに大きなものかということをより多くの方に理解していただくことによって、自然と周囲の協力が行われることが望ましい。社会の意識を変えていくことは簡単ではないが、大きな挑戦と捉え、様々な手法で国民的な議論を起し、より多くの方の理解と行動を促す。

3-2 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

(1) 見える化

こども家庭庁にこども・子育て支援のための新たな特別会計（こども金庫）を創設。既存の事業を統合し、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

(2) 財源の基本骨格

2028年度までに徹底した歳出改革などを進め、公費の節減などの効果や社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。

消費税など、こども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税はしない。

企業含め社会が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み（支援金制度）を構築し、詳細について年末に結論を出す。高齢化に伴う医療・介護の保険料の上昇を抑制する取り組みを進め、支援金制度による負担が全体として追加負担とならないよう目指す。

2028年度までに安定財源を確保する。その間に必要に応じ、つなぎとしてこども特例公債（こども金庫が発行する特会債）を発行。必要な制度改革のための法案を2024年通常国会に提出。

3-3 こども・子育て予算倍増に向けた大枠

加速化プランの予算規模は現時点でおおむね3兆円程度。高等教育や貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児への支援策について拡充を検討し、全体として3兆円台半ばの充実を図る。

こども・子育て予算倍増に向け、こども家庭庁予算で見て30年代初頭までに国の予算か、こども1人あたりで見た国の予算の倍増を目指す。

4 こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することにより、以下に掲げる「こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則」を実現するため、今後3年間の集中取組期間における「加速化プラン」の実施状況や各種施策の効果等を検証しつつ、こども・子育て政策の適切な見直しを行い、PDCAを推進していく。

その際には、現行のこども・子育て政策が、これまでの経緯などから、医療保険や雇用保険、こども・子育て支援制度など様々な制度が関わっており、その結果、制度間の縦割りや不整合といった問題や、申請手続・窓口が異なるために制度を利用しづらいといった問題が指摘されてきているほか、費用負担など財政構造も制度ごとに異なっている状況にあることを見直し、「総合的な制度体系」を構築する観点から、現行の関連制度を一つの制度に統合していくことも視野に置き、給付と負担の関係を含めて、その全体像が国民にとって分かりやすい制度としていく。

～ こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則 ～

1 こどもを生み、育てることを経済的理由であきらめない

第一に、こどもを生み、育てることを経済的理由であきらめない社会の実現である。このため、「加速化プラン」の「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、高等教育費の負担や奨学金の返済などが少子化の大きな要因の一つとなっているとの指摘があることに鑑み、奨学金制度の更なる充実や授業料負担の軽減など、高等教育費の負担軽減を中心に、ライフステージを通じた経済的支援の更なる強化や若い世代の所得向上に向けた取組について、適切な見直しを行う。

2 身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てられる

第二に、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができる社会の実現である。

このためには「加速化プラン」の「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、適切な見直しを行う。

3 どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持てる

第三に、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心がある社会の実現である。このためには「加速化プラン」の「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、適切な見直しを行う。

4 こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる

第四に、こどもを育てながら、キャリアや趣味など人生の幅を狭めることなく、夢を追いかけられる社会の実現である。このためには「加速化プラン」の「共働き・共育ての推進」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、適切な見直しを行う。

3 少子化対策・こども政策の抜本強化

(加速化プランの推進)

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。

新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。

次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。

経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。

なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。

具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など）、「共働き・共育ての推進」（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

（こども大綱の取りまとめ）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。

このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。

また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、多様なこどもの居場所づくりやこどもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。

流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）など、産前産後の支援を充実するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。

希望する人の結婚支援（伴走型のマッチング支援等）及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。

このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。

また、就業支援や養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流の推進などひとり親支援の推進、こども食堂、こども宅食・フードバンク等への支援を始めとした、こどもの貧困解消や見守り強化を図るほか、食育を推進する。こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。

さらに、こども政策DXを推進する。

こども・子育て政策の抜本強化に向け、縦割りを超え、多様な施策とこども政策との連携を図る必要がある。

このため、少子化時代における質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。学校給食無償化の課題整理等を行う。

また、子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進するとともに、移動しやすい環境整備など公共交通・観光、公共インフラ等の面での気運醸成を強力に進める。